

**【所管事務の調査（報告）】**

**資源物等の持ち去りへの対応方針の策定について**

資 料 1 資源物等の持ち去りへの対応方針

資 料 2 「資源物等の持ち去りへの対応方針（案）」に関する意見募集の実施結果について

参考資料1 パブリックコメントに基づく追記箇所一覧

参考資料2 資源物の持ち去りについて条例で規制を行っている政令指定都市一覧表

## 1 目的

本市において、集積所及び資源集団回収場所からの家庭系廃棄物（行政収集対象品目及び資源集団回収対象品目）の持ち去り行為（以下、「持ち去り」という。）が発生している現状を踏まえ、市民の安全安心なごみ出し環境を保全していくとともに、廃棄物適正処理を推進していくことを目的として、持ち去りに関する対応方針を策定しました。

## 2 現状

### 【これまでの対策】

- ・生活環境事業所でパトロールを実施
- ・市民からの連絡や問い合わせに応じて、現場の確認等を実施
- ・スポット的なパトロールの強化や集積所へのポスター等の掲示



- ・口頭での注意は可能だが、行為を禁止するような命令及び指導はできない。
- ・持ち去りを行う者に集合住宅敷地内の集積所等に不法に侵入された場合も、警察に相談するように市民にお伝えするほか、生活環境事業所でのパトロールを強化する等の対応までしかできない。

### 【対策の限界】

- ◎ 市民が集積所に出した資源物等を第3者に持ち去られる時の騒音、集積所の散乱、市で収集を行うために粗大ごみ処理券を購入したうえで排出したものを持ち去られることへの苦情が発生
- ◎ 今後、社会的情勢の変化により、資源物の市況が高騰した際には、悪質かつ組織的な持ち去りが更に横行する恐れがあるが、現行の体制では対応することが困難

### 【参考①】持ち去りの実態・被害状況の推計

	H27	H28	H29	H30	H31	平均
空き缶（t） 【アルミ缶】	379	344	246	230	204	280
粗大ごみ（個）	5,057	5,479	4,339	4,615	3,590	4,616

※ アルミ缶の持ち去り量は、市民1人あたりの消費量と市で行った資源化量から推計

### 【参考②】他都市における対策状況

【R3年4月1日現在】

政令指定都市（20市）	条例により禁止14市（他1市が要綱により禁止）
神奈川県内の市（18市）	条例により禁止15市

### 【参考③】市長への手紙等による意見、苦情等の概要

- ・粗大ごみを出すと、市が委託していない業者が選別を行いながら、粗大ごみを回収していきます。勝手な回収もそうですが、不法投棄なども懸念されるので、行政指導を行ったほうがよいかと思えます。
- ・空き缶を出しても、いつも知らない人に持っていかれます。空き缶は資源物なので、売却により得た財源は川崎市のために使っていただきたいと思えます。

## 3 課題

- （1）「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、家庭系廃棄物の処理責任は市が有していますが、廃棄物が持ち去られた場合には自治体の処理責任が果たせません。
- （2）持ち去られた廃棄物については、ヤード業者に集められ海外へ不適正に輸出される事例がありますが、昨今、東南アジア諸国等において廃棄物輸入規制が実施されるとともに、令和元年にパーゼル条約の規制対象物に廃プラスチック類が追加されるなど、世界的に廃棄物の適正処理の機運は高まっている状況にあります。  
市内で排出された家庭系廃棄物が不適正に処理されないことがないよう、自治体としての廃棄物の処理責任を果たしていくため、より一層の取組が必要になります。
- （3）ごみの減量化・資源化については市と市民が協働しながら取り組んでいますが、持ち去りは、市民の分別意識に影響を及ぼすことが懸念されるとともに、第3者が集積所等で持ち去りを行うために地域に入っていることに不安を感じる場合など、地域の安全・安心を脅かすことにつながる恐れがあります。

### 【参考④】ホームレスの方等から出された意見等【抜粋】

- ・缶を集めるにあたっては、市民の方にあいさつしながらやっている。生活の糧となっている仲間もいるので、規制されてしまうと、生活できなくなる人もいる。
- ・市民の人たちの理解のうえで、缶を集めている事例もあり、市民とのつながりが、ホームレスの方の癒しになっている側面もあります。

## 4 持ち去りに対する基本的な方向性

- （1）持ち去りを防止し、国内外における不適正処理を抑止することで、循環型社会の構築に寄与するとともに、自治体としての廃棄物処理の責務を果たしていきます。  
また、集積所等における公衆衛生を保全していく等、市民の安全安心なごみ出し環境を確保していきます。
- （2）規制対象品目については、市民にとってわかりやすくするとともに、広く市民の遺失利益を保護するものを対象とします。
- （3）社会情勢により更に増加する恐れがある組織的な持ち去りに対応していくため、「廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」を改正します。罰則及び両罰規定を設けることで、抑止効果や実効性のある条例とします。
- （4）引き続き、パトロール等の対策を実施するとともに、特に悪質かつ組織的な持ち去りに対しては、改正条例に基づき行政指導や禁止命令等の対応を行います。また、ホームレスの方などに対しては、健康福祉局と連携し、自立に向けた支援につなげるなど、必要な取組を実施していきます。

### 【参考⑤】ホームレスの方などへの自立支援策について

本市では、生活困窮者・ホームレス自立支援センターを設置し、宿所・食事を提供するとともに、就労が可能と見込まれる方には求職活動支援等を、就労が難しい方に対しては福祉の援護による自立を目指す支援等を行うなど、ホームレス一人ひとりの状況や課題に応じたきめ細やかな相談支援を実施しています。ホームレスの方などに対しては、これらの事業を活用しながら、健康福祉局と連携した取組を実施していきます。

# 資源物等の持ち去りへの対応方針

## 5 持ち去りへの対応について

### (1) 持ち去り禁止の対象とする品目

- ・下記の品目を持ち去り禁止の対象とします。

全ての行政収集対象品目	全ての資源集団回収対象品目
<ul style="list-style-type: none"> <li>・普通ごみ</li> <li>・粗大ごみ</li> <li>・空き缶</li> <li>・空きびん</li> <li>・ペットボトル</li> <li>・小物金属</li> <li>・使用済み乾電池</li> <li>・ミックスペーパー</li> <li>・プラスチック製容器包装</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・紙類 (新聞紙、雑誌、段ボール、牛乳パック等)</li> <li>・布類 (衣類・古布等)</li> <li>・びん類 (一升びん、ビールびん等のリターナブルびん)</li> </ul> 

### (2) 条例改正の主な内容

#### ① 家庭系廃棄物の持ち去りの禁止

- ・全ての行政収集対象品目の持ち去りを禁止
- ・全ての資源集団回収対象品目の持ち去りを禁止

#### ② 持ち去りを禁止する命令

- ・条例の規定に違反して持ち去りを行ったときは、市が持ち去りを行った者に対して、持ち去りを行わないよう、命じることを可能にします。

#### ③ 立入検査

- ・市が持ち去りの確認を行うため、関係車両等に立入検査を行うことを可能にします。

#### ④ 禁止命令に違反した者等に対する罰則

- ・持ち去りの禁止命令に違反した者は、罰則(罰金)を適用
- ・罰則は持ち去りを行った当事者だけでなく、行為を行うために雇用している法人等についても、適用(両罰規定)

### 今後のスケジュール

令和3年5月以降	検察協議の実施(約3か月間)
令和3年9月以降	条例改正に係る手続き開始

- ※ 条例改正の公布後、十分な周知を行ったうえで、改正条例を施行します。条例施行後、さらに周知を行ったうえで、罰則適用を行う予定です。

## 6 条例改正後の基本的な対応方法

### (1) 持ち去りの発見・連絡

- 例1 不法投棄や集積所の公衆衛生の保全等を目的としたパトロールを実施中の市職員等が発見
- 例2 市民の方が発見した場合には、生活環境事業所等に連絡をしていただき、情報をもとに市職員等が現地に向かい、持ち去りの確認を実施

※ 市民の方が資源物等の持ち去りを見つけた時、行為者への声掛けは危険を伴う場合がありますので、直接声をかけたりせずに、生活環境事業所等へ連絡をするように広報していきます。

### (2) 持ち去りの防止対策

- ・スポット的なパトロール
  - ・集積所への注意喚起のポスター掲示
  - ・広報チラシの作成、ホームページ及びTwitter(ツイッター)等による周知
- などの取組を実施

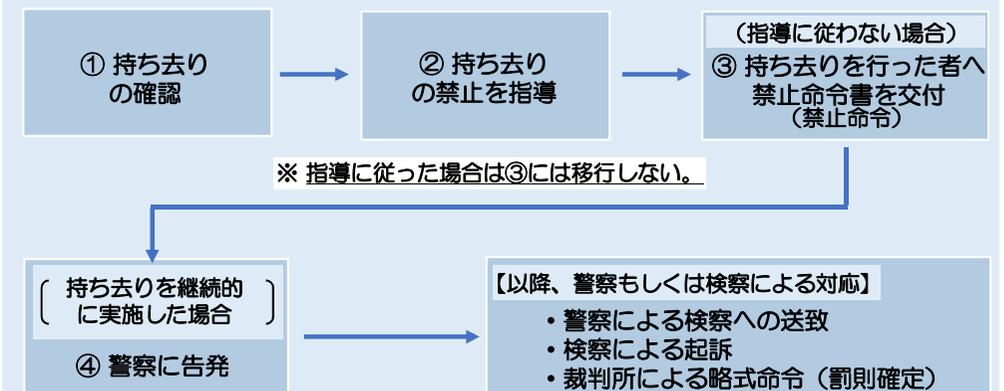
### (3) 持ち去りの現場確認

- ・持ち去りを確認した場合には、市職員等が持ち去り禁止について指導を行います。
- ・市職員等の指導に従わず、持ち去りをやめない場合や持ち去りを継続的に実施した場合、持ち去りを行った者に対し禁止命令書を交付します。
- ・禁止命令書を交付された者が、継続的に持ち去りを行ったこと(禁止命令違反)を確認した場合には、警察に告発します。

### (4) 持ち去りの禁止命令に従わない場合の現場確認以降の流れ

- ・警察による検察への送致
- ・検察による起訴
- ・裁判所による略式命令で罰則(罰金)が確定

### 【持ち去りの発見から罰則確定までのイメージ】



## 「資源物等の持ち去りへの対応方針（案）」に関する 意見募集の実施結果について

### 1. 概要

資源物等の持ち去りへの対応方針（案）について、令和3年2月12日～令和3年3月15日まで、市民の皆様の御意見を募集しました。

その結果、71通（意見総数90件）の御意見をいただきましたので、御意見の内容とそれに対する市の考え方について、次のとおり公表いたします。

### 2. 意見募集の概要

題名	「資源物等の持ち去りへの対応方針（案）」の意見募集について
意見の募集期間	令和3年2月12日（金）～令和3年3月15日（月）
募集の周知方法	市政だより、市ホームページへの掲載 環境局生活環境部収集計画課（川崎市役所第3庁舎 16階）、各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、各市民館、各図書館、各生活環境事業所、情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階）での閲覧
意見の提出方法	電子メール、郵送、持参、FAX
結果の公表方法	市ホームページへの掲載、 環境局生活環境部収集計画課（川崎市役所第3庁舎 16階）、各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、各市民館、各図書館、各生活環境事業所、情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階）での閲覧

### 3. 結果の概要

意見提出数（意見件数）		71通（90件）
（内訳）	電子メール	34通（46件）
	FAX	14通（18件）
	郵送	23通（26件）
	持参	0通（0件）

### 4. 御意見の内容と対応

持ち去りに対する基本的な方向性や持ち去りへの対応等についての御意見がありましたことから、御意見を踏まえ一部意見を反映し、「資源物等の持ち去りへの対応方針」を策定します。

【御意見の件数と対応区分】

項目		A	B	C	D	E	計
1	現状に関すること	0	0	0	1	1	2
2	持ち去りに対する基本的な方向性に関すること	2	10	0	39	0	51
3	持ち去りへの対応に関すること	0	0	0	25	0	25
4	条例改正後の対応に関すること	1	2	1	5	0	9
5	その他	0	0	1	1	1	3
合計		3	12	2	71	2	90

A：御意見を踏まえ、案に反映させたもの

B：御意見の趣旨が案に沿った意見であり、取組を推進するもの

C：今後の施策を推進する中で、参考とするもの

D：質問・要望の御意見であり、案の内容を説明・確認するもの

E：その他

5 具体的な御意見の内容と市の考え方

(1) 現状に関すること（2件）

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
1	持ち去りに関する市民からの苦情はどのくらいあるのか。	生活環境事業所に寄せられた苦情としては、過去3年の平均で年間20件程度発生しているほか、市長への手紙及びサンキューコール宛には、過去5年間で16件の苦情が寄せられています。	E
2	「悪質かつ組織的な持ち去り」とはどういったことを想定しているのか。	持ち去りの継続性や集団性、持ち去り量などを踏まえて、総合的に判断することを想定しています。	D

(2) 持ち去りに対する基本的な方向性に関すること (51件)

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
3	ホームレスの方の声はどのように反映させたのか。	<p>対応方針（案）の策定にあたり、ホームレスの方や支援団体の方にお集まりいただき、様々な状況の中で缶集めを行っている等の意見をいただきました。こういった現状を踏まえ、対応方針（案）の基本的な方向性の中で、ホームレスの方などに対しては、健康福祉局と連携し、自立に向けた支援につなげるなど必要な取組を実施することとしています。また、対応方針には、ホームレスの方等から出された意見等を追記しました。</p> <p>【資料1-3課題-参考④として追記】</p>	A
4	缶集めを行っているホームレスの実情を把握するべきである。	<p>対応方針（案）の策定にあたりホームレスの方や支援団体の方にお集まりいただき、様々な状況の中で缶集めを行っている等の意見をいただくなど、状況の確認を行ってきました。</p>	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
5	缶集めをすることは悪いこととは思っているが、地域の人たちとコミュニケーションを取りながら協力してもらっている場合もあり、持ち去りを禁止しないでほしい（条例制定に反対する）。生活の糧としている。（他32件）	資源物等の持ち去りについては、市民の安全安心なごみ出し環境の保全や廃棄物適正処理の推進に向けて、持ち去りの禁止などの対策を適切に実施していく必要があると考えております。 対応方針（案）の策定にあたりホームレスの方や支援団体の方にお集まりいただき、様々な状況の中で缶集めを行っている等の意見をいただきました。こういった現状を踏まえ、基本的な方向性の中で、ホームレスの方に対しては、個々の実情に応じながら、健康福祉局と連携し、自立に向けた支援につなげるなど、必要な取組を実施することとしています。	D
6	生活の糧としている人が多く、収集がなくなることにより、犯罪が増えないか心配だ。（他4件）		
7	様々な事情で路上生活をし、缶集めを行っている人がいるので、個別の実情に応じた、自立支援に向けた取組等が必要である。（他5件）	ホームレスの方などの実情を踏まえ、基本的な方向性の中で、ホームレスの方などに対しては、個々の実情に応じながら、健康福祉局と連携し、自立に向けた支援につなげるなど、必要な取組を実施することとしていますので、今後におきましても、健康福祉局と協議しながら、具体的な取組について、さらに検討を進めてまいります。	B
8	缶集めを生活の糧としているホームレスの方の中には、公的扶助を受けづらいという人もいるので、健康福祉局と連携した取組が必要である。（他2件）		

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
9	<p>自立支援策が具体的ではないためわかりづらいので、明示すべきである。</p>	<p>本市では、生活困窮者・ホームレス自立支援センターを設置し、宿所・食事を提供するとともに、就労が可能と見込まれる方には求職活動支援等を、就労が難しい方に対しては福祉の援護による自立を目指す支援等を行うなど、ホームレス一人ひとりの状況や課題に応じたきめ細やかな相談支援を実施しています。缶集めを生活の糧としているホームレスの方などに対しては、これらの事業を活用しながら、健康福祉局と連携した取組を実施していきますので、具体的な内容が分かるように、基本的な方向性に追記しました。</p> <p>【資料1-4持ち去りに対する基本的な方向性-参考⑤として追記】</p>	A
10	<p>資源物の持ち去り対応方針の策定にあたり、ホームレスの人たちの意見を聞くという市の姿勢を評価するほか、市の取組に期待します。</p>	<p>ホームレスの方の状況を把握しながら対応方針（案）を策定してまいりましたので、条例改正後におきましても、「ホームレスの方などに対しては、健康福祉局と連携し、自立に向けた支援につなげる」などの基本的な方向性を踏まえて適切に対応を図ってまいります。</p>	B

(3) 持ち去りへの対応に関すること (25件)

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
11	組織的な持ち去りのみを規制の対象とすべきである。(他17件)	組織的な持ち去りだけでなく、個人による持ち去りについても、市民の安全安心なごみ出し環境の保全や廃棄物適正処理の推進に向けて、適切に対応を行っていく必要があると考えています。	D
12	ホームレス以外も缶の持ち去りを行っているので、規制する必要がある。(他2件)	対応方針においては、「市民の安全安心なごみ出し環境の保全」や「廃棄物適正処理の推進」を目的に、資源物等を持ち去る行為を禁止するため、その対象者は特定の方に限定するものではなく、持ち去りの行為者全てが対象となります。	D
13	持ち去り禁止対象を家庭系廃棄物だけでなく、事業系廃棄物まで広げる必要がある。	事業系廃棄物については、川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例において、事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において、適正に処理しなければならないと定めており、集積所の管理等も含め事業者の責任において対応を行うことになっておりますので、規制の対象は家庭系廃棄物のみとしております。	D
14	持ち去りの対策として、買い取りを行っている業者に対しても規制の対象とすべきである。(他1件)	買い取りを行っている業者への対応については、業者に持ち込まれた品目が持ち去りによるものなのか否かの判断が難しく、実行性等に課題があるため、規制の対象外と考えております。	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
15	ホームレスによる持ち去りについては、禁止命令の対象となるのか、また罰則適用されるのか。	ホームレスの方などを含め、持ち去りを行っている者に対し、持ち去りを行わないよう命じることを可能とする予定です。また、持ち去りを禁止する命令に違反し、継続的に持ち去りを行った場合に罰則が適用されます。なお、ホームレスなどによる持ち去り対策については、個々の実情に応じながら、健康福祉局と連携し、自立に向けた支援につなげるなどの取組に注力していきたいと考えています。	D

(4) 条例改正後の対応に関すること（9件）

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
16	条例制定後は市民に対して、広く周知を行うべきである。	条例の施行にあたっては、広報チラシの作成、集積所への掲示のほか、ホームページやTwitter（ツイッター）等を活用した広報を行うなど、十分な周知を行ってまいります。	B
17	条例制定後は、管理・取締りをしっかり行い、厳正に適用することが大切である。	条例改正後における具体的な対応については、今後、関係機関と協議しながら検討してまいります。目的である「市民の安全安心なごみ出し環境の保全」や「廃棄物適正処理の推進」に向けて、対応方針に掲げた基本的な方向性を踏まえながら適切に制度を運用してまいります。	B

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
18	持ち去りの発見及び連絡の方法については、連絡した市民の安全への配慮が必要である。	持ち去りを発見した場合の連絡方法については、市民の方と持ち去りを行っている者の間でトラブルが起きないように、当事者間で直接声をかけず、市に連絡をいただくことを想定していますので、その旨を追記しました。  【資料1-6条例改正後の基本的な対応方法に追記】	A
19	条例制定後は持ち去りを確認した場合は、指導に留めず即時禁止命令書の交付を行うべきである。 (他3件)	禁止命令書の交付については、指導に従わない場合や継続的に持ち去りを実施している場合に事実確認をした上で交付するなど、段階的な対応を想定していますが、詳細につきましては、他都市事例なども参考に、検討を進めていきたいと考えています。	D
20	資源物等の持ち去りを行った場合には、直ちに罰金が確定するような印象を受ける。	資源物等の持ち去りを発見した場合には、まず指導し、指導に従わない場合に、禁止命令書を交付します。さらに、禁止命令書を交付された後、持ち去りを継続的に実施した場合に、警察に告発することを想定しております。持ち去りの確認を行いながら、段階的に対応してまいりたいと考えております。	D
21	資源物等の持ち去り禁止行為への罰則の内容や規定の範囲についても公開すべきである。	罰則の内容や範囲については、今後、関係機関との協議を行っていく中で確定する予定です。条例改正を行う際には、施行に関するお知らせとともに、罰則の内容や規定の範囲について、広く市民の方に周知を行っていきます。	C

(5) その他（3件）

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
22	空き缶の持ち去りには罰則以外に、地域のコンビニや駅等に空き缶回収ボックスを設置することで資源物収集日の排出量を減らし持ち去りの効率性を悪くするなど、空き缶を持ち去らせないような施策が別途必要である。	回収ボックスの設置は、ボックスの管理や収集体制の整備などの課題があり難しい面もありますが、資源物等の持ち去りへの対応については、他都市事例について調査を行うなど、効果的な取組について検討を行っていきます。	C
23	集積所に出された空き缶等の資源物について、市に所有権があるとは限らないのではないかと。	集積所に排出された資源物等は、収集した以降は市に所有権が帰属し、収集する前は、市に所有権はないものと考えてはいますが、本市では、一般廃棄物処理実施計画に基づき、家庭系廃棄物については、所定の集積所等に排出していただき、市が収集することとなっておりますので、「市民の安全安心なごみ出し環境の保全」や「廃棄物適正処理の推進」を目的として、条例改正後は、資源物等を持ち去る行為を禁止していきたいと考えております。	D
24	住民がごみを出して、全てのごみが川崎市のものになるというのであれば、集積所が汚れている場合は川崎市が対応してくれるのか。	集積所につきましては、集積所を使われる地域の方に管理いただいております。なお、集積所に関する困りごとや相談等があれば、所管の生活環境事業所で対応しております。	E

1 目的

本市において、集積所及び資源集団回収場所からの家庭系廃棄物（行政収集対象品目及び資源集団回収対象品目）の持ち去り行為（以下、「持ち去り」という。）が発生している現状を踏まえ、市民の安全安心なごみ出し環境を保全していくとともに、廃棄物適正処理を推進していくことを目的として、持ち去りに関する対応方針を策定しました。

2 現状

【これまでの対策】

- ・生活環境事業所でパトロールを実施
- ・市民からの連絡や問い合わせに応じて、現場の確認等を実施
- ・スポット的なパトロールの強化や集積所へのポスター等の掲示



- ・口頭での注意は可能だが、行為を禁止するような命令及び指導はできない。
- ・持ち去りを行う者に集合住宅敷地内の集積所等に不法に侵入された場合も、警察に相談するように市民にお伝えするほか、生活環境事業所でのパトロールを強化する等の対応までしかできない。

【対策の限界】

- ◎ 市民が集積所に出した資源物等を第3者に持ち去られる時の騒音、集積所の散乱、市で収集を行うために粗大ごみ処理券を購入したうえで排出したものを持ち去られることへの苦情が発生
- ◎ 今後、社会的情勢の変化により、資源物の市況が高騰した際には、悪質かつ組織的な持ち去りが更に横行する恐れがあるが、現行の体制では対応することが困難

【参考①】持ち去りの実態・被害状況の推計

	H27	H28	H29	H30	H31	平均
空き缶（t） 【アルミ缶】	379	344	246	230	204	280
粗大ごみ（個）	5,057	5,479	4,339	4,615	3,590	4,616

※ アルミ缶の持ち去り量は、市民1人あたりの消費量と市で行った資源化量から推計

【参考②】他都市における対策状況

【R3年4月1日現在】

政令指定都市（20市）	条例により禁止14市（他1市が要綱により禁止）
神奈川県内の市（18市）	条例により禁止15市

【参考③】市長への手紙等による意見、苦情等の概要

- ・粗大ごみを出すと、市が委託していない業者が選別を行いながら、粗大ごみを回収していきます。勝手な回収もそうですが、不法投棄なども懸念されるので、行政指導を行ったほうがよいかと思えます。
- ・空き缶を出しても、いつも知らない人に持っていかれます。空き缶は資源物なので、売却により得た財源は川崎市のために使っていただきたいと思えます。

3 課題

- （1）「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、家庭系廃棄物の処理責任は市が有していますが、廃棄物が持ち去られた場合には自治体の処理責任が果たせません。
- （2）持ち去られた廃棄物については、ヤード業者に集められ海外へ不適正に輸出される事例がありますが、昨今、東南アジア諸国等において廃棄物輸入規制が実施されるとともに、令和元年にバーゼル条約の規制対象物に廃プラスチック類が追加されるなど、世界的に廃棄物の適正処理の機運は高まっている状況にあります。  
市内で排出された家庭系廃棄物が不適正に処理されないことがないよう、自治体としての廃棄物の処理責任を果たしていくため、より一層の取組が必要になります。
- （3）ごみの減量化・資源化については市と市民が協働しながら取り組んでいますが、持ち去りは、市民の分別意識に影響を及ぼすことが懸念されるとともに、第3者が集積所等で持ち去りを行うために地域に入っていることに不安を感じる場合など、地域の安全・安心を脅かすことにつながる恐れがあります。

【参考④】ホームレスの方等から出された意見等【抜粋】

- ・缶を集めるにあたっては、市民の方にあいさつしながらやっている。生活の糧となっている仲間もいるので、規制されてしまうと、生活できなくなる人もいる。
- ・市民の人たちの理解のうえで、缶を集めている事例もあり、市民とのつながりが、ホームレスの方の癒しになっている側面もあります。

4 持ち去りに対する基本的な方向性

- （1）持ち去りを防止し、国内外における不適正処理を抑止することで、循環型社会の構築に寄与するとともに、自治体としての廃棄物処理の責務を果たしていきます。  
また、集積所等における公衆衛生を保全していく等、市民の安全安心なごみ出し環境を確保していきます。
- （2）規制対象品目については、市民にとってわかりやすくするとともに、広く市民の遺失利益を保護するものを対象とします。
- （3）社会情勢により更に増加する恐れがある組織的な持ち去りに対応していくため、「廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」を改正します。罰則及び両罰規定を設けることで、抑止効果や実効性のある条例とします。
- （4）引き続き、パトロール等の対策を実施するとともに、特に悪質かつ組織的な持ち去りに対しては、改正条例に基づき行政指導や禁止命令等の対応を行います。また、ホームレスの方などに対しては、健康福祉局と連携し、自立に向けた支援につなげるなど、必要な取組を実施していきます。

【参考⑤】ホームレスの方などへの自立支援策について

本市では、生活困窮者・ホームレス自立支援センターを設置し、宿所・食事を提供するとともに、就労が可能と見込まれる方には求職活動支援等を、就労が難しい方に対しては福祉の援護による自立を目指す支援等を行うなど、ホームレス一人ひとりの状況や課題に応じたきめ細やかな相談支援を実施しています。ホームレスの方などに対しては、これらの事業を活用しながら、健康福祉局と連携した取組を実施していきます。

追記 1

追記 2

# 資源物等の持ち去りへの対応方針

## 5 持ち去りへの対応について

### (1) 持ち去り禁止の対象とする品目

- ・下記の品目を持ち去り禁止の対象とします。

全ての行政収集対象品目	全ての資源集団回収対象品目
<ul style="list-style-type: none"> <li>・普通ごみ</li> <li>・粗大ごみ</li> <li>・空き缶</li> <li>・空きびん</li> <li>・ペットボトル</li> <li>・小物金属</li> <li>・使用済み乾電池</li> <li>・ミックスペーパー</li> <li>・プラスチック製容器包装</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・紙類 (新聞紙、雑誌、段ボール、牛乳パック等)</li> <li>・布類(衣類・古布等)</li> <li>・びん類 (一升びん、ビールびん等のリターナブルびん)</li> </ul> 

### (2) 条例改正の主な内容

#### ① 家庭系廃棄物の持ち去りの禁止

- ・全ての行政収集対象品目の持ち去りを禁止
- ・全ての資源集団回収対象品目の持ち去りを禁止

#### ② 持ち去りを禁止する命令

- ・条例の規定に違反して持ち去りを行ったときは、市が持ち去りを行った者に対して、持ち去りを行わないよう、命じることを可能にします。

#### ③ 立入検査

- ・市が持ち去りの確認を行うため、関係車両等に立入検査を行うことを可能にします。

#### ④ 禁止命令に違反した者等に対する罰則

- ・持ち去りの禁止命令に違反した者は、罰則(罰金)を適用
- ・罰則は持ち去りを行った当事者だけでなく、行為を行うために雇用している法人等についても、適用(両罰規定)

### 今後のスケジュール

令和3年5月以降	検察協議の実施(約3か月間)
令和3年9月以降	条例改正に係る手続き開始

- ※ 条例改正の公布後、十分な周知を行ったうえで、改正条例を施行します。条例施行後、さらに周知を行ったうえで、罰則適用を行う予定です。

## 6 条例改正後の基本的な対応方法

### (1) 持ち去りの発見・連絡

- 例1 不法投棄や集積所の公衆衛生の保全等を目的としたパトロールを実施中の市職員等が発見
- 例2 市民の方が発見した場合には、生活環境事業所等に連絡をしていただき、情報をもとに市職員等が現地に向かい、持ち去りの確認を実施

※ 市民の方が資源物等の持ち去りを見つけた時、行為者への声掛けは危険を伴う場合がありますので、直接声をかけたりせず、生活環境事業所等へ連絡をするように広報していきます。

### (2) 持ち去りの防止対策

- ・スポット的なパトロール
  - ・集積所への注意喚起のポスター掲示
  - ・広報チラシの作成、ホームページ及びTwitter(ツイッター)等による周知
- などの取組を実施

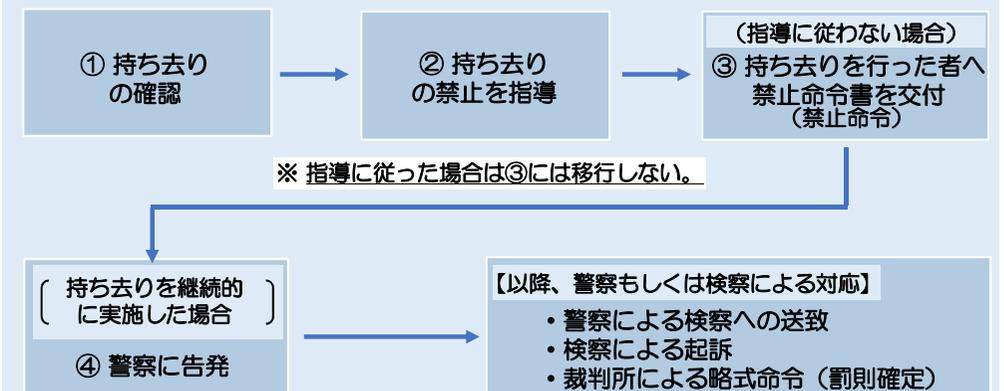
### (3) 持ち去りの現場確認

- ・持ち去りを確認した場合には、市職員等が持ち去り禁止について指導を行います。
- ・市職員等の指導に従わず、持ち去りをやめない場合や持ち去りを継続的に実施した場合、持ち去りを行った者に対し禁止命令書を交付します。
- ・禁止命令書を交付された者が、継続的に持ち去りを行ったこと(禁止命令違反)を確認した場合には、警察に告発します。

### (4) 持ち去りの禁止命令に従わない場合の現場確認以降の流れ

- ・警察による検察への送致
- ・検察による起訴
- ・裁判所による略式命令で罰則(罰金)が確定

### 【持ち去りの発見から罰則確定までのイメージ】



## 資源物の持ち去りについて条例で規制を行っている政令指定都市一覧表

令和3年4月現在

No.	都市名	規制対象品目	罰金等	金額
1	札幌市	空き缶、ペットボトル	罰金	20万円以下
2	さいたま市	古紙類、缶、繊維	無	無
3	千葉市	びん、缶、ペットボトル、古紙類、布類及び不燃ごみ	罰金 公表	20万円以下
4	横浜市	一般廃棄物処理計画に従って排出された廃棄物	罰金	20万円以下
5	相模原市	古紙類、紙製容器包装、びん類、かん類、金物類、布類	罰金	20万円以下
6	新潟市	一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物	罰金	20万円以下
7	浜松市	家庭系廃棄物、資源集団回収品目	罰金 公表	20万円以下
8	名古屋市	新聞紙、雑誌、段ボール、紙パックなどの古紙（集団回収）	過料 公表	5万円以下
9	京都市	缶、ガラスびん、ペットボトル並びにプラスチック製の容器及び包装並びに粗大ごみ	無	無
10	大阪市	古紙・衣類	過料 公表	5万円以下
11	神戸市	缶、びん及びペットボトル、家庭用電気製品、家具類、金属を使用した製品	罰金 公表	20万円以下
12	岡山市	古紙、ガラスびん、缶その他再利用	過料	5万円以下
13	福岡市	家庭系廃棄物、資源集団回収品目	過料 公表	5万円以下
14	熊本市	古紙、自転車、ペットボトル、古布、なべ、やかん、フライパン、かま、ガラスびん、乾電池	罰金	20万円以下

※ 仙台市、静岡市、堺市、北九州市は条例なし。

※ 広島市は、関係条例を令和3年3月に公布、10月に施行予定。

（対象品目：紙類、金属類、布類、ガラス類／罰金等：罰金20万円以下）